資料３

富山県再犯防止推進計画

　あやまちを犯した人の立ち直りを見守り支え合う社会づくり

（案）

令和２年２月

富山県

目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章　計画の趣旨等

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　計画の対象者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　個人情報の適切な取扱い及び情報の共有・・・・・・・・・・・・・２

第２章　計画策定の背景

１　再犯に関する現状（全国・富山県）・・・・・・・・・・・・・・・３

第３章　計画の基本方針等

１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３　重点分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

４　再犯の防止等に関する施策の指標・・・・・・・・・・・・・・・・９

第４章　重点分野と具体的施策

【重点分野１】国・市町村・民間団体等との連携強化・・・・・・・・・１０

【重点分野２】就労・住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

【重点分野３】保健医療・福祉サービスの利用の促進・・・・・・・・・１９

【重点分野４】学校等と連携した修学支援・・・・・・・・・・・・・・２６

【重点分野５】犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・・・・・・３０

【重点分野６】民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進・・・・３３

第５章　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

第６章　資料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（今後掲載予定）

・再犯の防止等の推進に関する法律

・国再犯防止推進計画（概要）

・用語の説明

・計画策定の経緯

**第１章　計画の趣旨等**

**１　計画策定の趣旨**

全国の刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最多（2,854,061件）を記録しましたが、平成15年に犯罪対策閣僚会議が設置されて以降減少し、平成30年には、戦後最少（817,338件）となりました。

富山県においても、刑法犯認知件数は、平成13年に戦後最多（17,660件）を記録しましたが、犯罪抑止のための取組みにより、平成30年（4,846件）まで17年連続で減少を続けています。

一方、全国の刑法犯により検挙された再犯者数は、平成18年をピークに、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙者数に占める再犯者数の割合（以下「再犯者率」という。）は上昇し続け、平成30年は48.8％となっています。

富山県においても、近年、再犯者率は４割台で推移しており、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

こうした中、国では、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。）」が公布、施行され、平成29年12月には「再犯防止推進計画」が策定されるなど、再犯を防止し、安全・安心な社会を実現する取組みが進められています。

【参考：国の動き】

○犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」を決定（H24.7)

○犯罪対策閣僚会議で「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定(H26.12)

○犯罪対策閣僚会議で「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定(H28.7)

○「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行（H28.12)

○「再犯防止推進計画」が閣議決定（H29.12)

これらの状況を踏まえ、新たに、本県における再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

【参考：再犯防止推進法で定める地方公共団体の責務】

平成28年12月に公布、施行された再犯防止推進法第４条第２項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。さらに、再犯防止推進法第24条において、同法に規定する基本的施策を講ずるよう努めなければならないとされています。

また、再犯防止推進法第８条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めることとされています。

**２　計画の性格**

・再犯の防止等の推進に関する法律第８条に基づく地方再犯防止推進計画

・国の再犯防止推進計画を勘案し、本県の状況に応じた施策を推進する計画

**３　計画の期間**

　令和２年度から令和６年度（５年間）

**４　計画の対象者等**

　本計画における対象者は、再犯防止推進法第２条第１項で定める犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）とします。

また､本計画において､再犯の防止等とは､再犯防止推進法第２条第２項により､犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む｡)とします｡

**５　個人情報の適切な取扱い及び情報の共有**

　県は、個人情報の適切な取扱いについて十分配慮した上で、再犯の防止等の支援に対する取組みを行うこととし、犯罪や非行をした人たちの支援に必要な情報について、支援を行う関係機関及び団体と情報の共有を図ります。

**第２章　計画策定の背景**

**１　再犯に関する現状（全国・富山県）**

１　刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率

全国の刑法犯認知件数は、平成14年に2,854,061件と戦後最多を記録しましたが、平成15年以降減少し、平成30年には、戦後最少の817,338件となりました。

富山県においても、刑法犯認知件数は年々減少しています。

＜全国＞

（％）

（平成　年次）

（人）

＜富山県＞

（％）

（人）

（平成　年次）

２　刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の刑法犯により検挙された再犯者数は、平成18年の149,164人をピークに、その後は漸減状態にありますが、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合）は上昇し続け、平成30年は48.8％となっています。

富山県においても、近年、再犯者率は４割台で推移しています。

（％）

＜全国＞　基準値　110,306人・48.7％（平成28年）

（人）

＜富山県＞

（％）

（人）

（平成　年次）

「再犯者」…刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再

び検挙された者

３　新受刑者中の再入者数及び再入者率

　全国の平成30年の新受刑者中の再入者数は、10,902人となっており、そのうち、犯罪時の居住地が富山県である者は21人となっています。

（％）

＜全国＞　基準値　12,179人・59.5％（平成28年）

（平成　年次）

＜富山県（※）＞

（％）

（人）

＜富山県（※）＞

（％）

（人）

（平成　年次）

（※）再入所に係る犯行時の居住地が富山県の者

「新受刑者」…裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者

「再入者」…受刑のため刑事施設に入所するのが２度以上の者

４　出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率

平成29年の出所受刑者のうち、その後２年以内に再入所した者は、全国では3,712人となっており、そのうち、再入所に係る犯行時の居住地が富山県であった者は、５人となっています。

＜全国＞　基準値　4,225人・18.0％（平成27年）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H25年  全出所受刑者  26,510人 | | H26年  全出所受刑者  24,651人 | | H27年  全出所受刑者  23,523人 | | H28年  全出所受刑者  22,909人 | | H29年  全出所受刑者  22,025人 | |
|  | 2年以内  再入者数 | 2年以内  再入率 | 2年以内  再入者数 | 2年以内  再入率 | 2年以内  再入者数 | 2年以内  再入率 | 2年以内  再入者数 | 2年以内  再入率 | 2年以内  再入者数 | 2年以内  再入率 |
| 全 国 | 4,804 | 18.12% | 4,569 | 18.53% | 4,225 | 17.96% | 3,971 | 17.33% | 3,712 | 16.85% |
| 富山県（※） | 14 |  | 15 |  | 16 |  | 9 |  | 5 |  |

（※）再入所に係る犯行時の居住地が富山県の者

｢2年以内再入者｣…各年の出所受刑者のうち､出所年を1年目として､2年目(翌年)の年末までに再入所した者

５　主な罪名・特性別２年以内再入率

平成29年の全国の２年以内再入率を主な罪名別でみると、窃盗が22.89％となっており、特性別では、高齢（65歳以上）が21.81％となっています。

＜全国＞　基準値（平成27年）

主な罪名別：覚せい剤取締法違反19.2％、性犯罪6.3％、傷害・暴行16.2％、窃盗23.2％

特性別：高齢（65歳以上）23.2％、女性12.6％、少年11.0％



（※）再入所に係る犯行時の居住地が富山県の者

**第３章　計画の基本方針等**

**１　基本方針**

国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）で示されている５つの基本方針を踏まえ、以下のとおりとします。

**【基本方針】**

○国・市町村・民間団体等との緊密な連携協力の確保に努めます。

○国等との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援に努めます。

○犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取り組みます。

○犯罪等の実態等を踏まえ、見直しを行いながら、社会情勢等に応じた効果的なものとなるよう努めます。

○再犯防止の取組みを分かりやすく広報するなどにより、広く県民の関心と理解を得られるよう努めます。

（参考：国の再犯防止推進計画〔５つの基本方針〕）

① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共体団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

**２　計画の目標**

**『安全で安心して暮らせる　とやま型地域共生社会の構築』**

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現は、全ての県民の願いです。

県民が犯罪による被害を受けることを防止するためには、犯罪や非行のあった人が自らの責任と被害者等の心情を自覚しながら、社会復帰に努力するときに、地域から排除したり、孤立させたりすることなく、立ち直ろうとする意欲を高め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが重要です。

また、すべての人が地域社会の構成員として自立し、互いに認め、支え合うことにより、年齢や障害等の有無にかかわらず、生涯にわたり自分らしい生活が継続できる包容力を持った社会を目指していくことも重要です。

この計画は、『安全で安心して暮らせる　とやま型地域共生社会の構築』を目標とし、再犯の防止等に関する施策を推進します。

**３　重点分野**

　「再犯防止推進法」第24条に基づき、同法第２章に規定する基本的施策及び国の再犯防止推進計画を勘案し、重点的に取り組むべき６つの分野を設定し、これらに関する施策に取り組みます。

**【重点分野１】　国・市町村・民間団体等との連携強化**

**【重点分野２】　就労・住居の確保**

**【重点分野３】　保健医療・福祉サービスの利用の促進**

**【重点分野４】　学校等と連携した修学支援**

**【重点分野５】　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導**

**【重点分野６】　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進**



**４　再犯の防止等に関する施策の指標**

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するため、国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）で示されている施策の指標と同様に、次の数値を本計画における施策の指標とします。

○刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（富山県内で検挙された再犯者）

＜基準値＞　775人・46.6％（平成30年）

○新受刑者中の再入者数及び再入者率（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者）

＜基準値＞　21人・48.8％（平成30年）

○出所受刑者の２年以内再入者数及び全国に占める割合（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者）

＜基準値＞　5人・0.13％（平成29年）

○主な罪名・特性別２年以内再入者数及び全国に占める割合（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者）

・主な罪名別

＜基準値＞

覚せい剤取締法違反（2人・0.19％）

性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）（0人・0％）

傷害・暴行（1人・0.61％）

窃盗(2人・0.12％）（平成29年）

・特性別

＜基準値＞

高齢（65歳以上）（1人・0.16％）

女性（0人・0％）

少年（1人・0.41％）